

## 松山市愛顔っ子応援券交付事業登録店舗募集について

### 1. 事業の趣旨

子育て世帯への経済的支援を行うことで安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整え、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、市・県及び県内おむつ生産企業との協働により、第2子以降の出生時に紙おむつを購入できる松山市愛顔っ子応援券を交付する。

### 2. 応援券の概要

- (1) 名 称 松山市愛顔っ子応援券
- (2) 交付内容 1,000円券×50枚=50,000円分
- (3) 交付対象者 松山市在住で、平成29年4月1日以降に出生した第2子以降のこどもの保護者
- (4) 有効期間 交付した年度の翌年度末日
- (5) 利用対象製品 愛媛県が定めた乳児用紙おむつ  
花王：メリーズ、大王製紙：グーン、  
ユニ・チャーム：ムーニー、マミーポコ
- (6) 事業の開始 平成29年8月1日

### 3. 登録店舗業務内容

別紙「登録店舗の業務内容について」のとおり

### 4. 登録店舗参加要件

本事業に賛同し、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 対象製品を販売する店舗を松山市内に有していること。
- (2) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

### 5. 登録店舗遵守事項

- (1) 本事業の趣旨を理解し、応援券が適切に使用されるよう努めること。
- (2) 市長が求めたときはその利用記録を開示し、提供すること。

- (3) 偽りその他の不正に行為によって不正に助成金を請求しないこと。
- (4) 偽造された応援券や実施要綱第7条に定める受給者以外による使用など応援券の不正使用を発見したときは、応援券の受領を拒否するとともに、速やかに市長に通報すること。

#### 6. 登録申請について

- (1) 申請窓口 松山市子育て支援課
- (2) 申請方法 この募集要領に同意のうえ「松山市愛顔っ子応援券登録店舗指定（変更指定）申請書」（様式第2号）を提出。  
なお、申請書を提出するときは、次の書類を添付すること。
  - ・店舗の位置図（A4規格）
  - ・店舗の外観等を示す写真（A4規格）
  - ・松山市愛顔っ子応援券登録店舗助成金口座振替（変更）依頼書（様式第1号）
  - ・その他市が必要に応じて提出を求める書類
- (3) 申請 随時受付
- (4) 登録店舗の選定 登録が決定した店舗には、後日、「松山市愛顔っ子応援券登録店舗指定書」（様式第3号）を交付するとともに、松山市愛顔っ子応援券（見本）、ステッカー及びポスターを送付する。

#### 7. 問い合わせ先

松山市子育て支援課（松山市役所別館2階）

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 電話 089-948-6418